

処分基準（公表用）

様式第 4 号

所管部（局）・課 長寿社会課

法令名	介護保険法	法令番号	平成 9 年法律第 123 号				
手続名	介護サービス事業者の業務管理体制の勧告	根拠条項	第 115 条の 34 第 1 項				
処 分 基 準	<p>(1) 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 32 第 2 項の規定による届出を行った介護サービス事業者が同条第 1 項に規定する厚生労働省令で定める基準に従って適正な業務管理体制の整備をしていないと認めるとき。</p> <p>(2) 介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律等の施行について (平成 21 年 3 月 30 日老発第 0330076 号)</p> <p>(3) 介護サービス事業者に係る業務管理体制の監督について (平成 21 年 3 月 30 日老発第 030077 号)</p>						
対応 区分		処理 機関	長寿社会課	交付 機関	長寿社会課	目次 No.	